

医療機関に対する医療用物資の緊急配布等の仕組み

厚生労働省

医療機関における医療用物資の枯渇やクラスターの発生など緊急時への対応のため、都道府県と国が連携して対応する仕組みを設ける。

<WEB 調査の活用による国の緊急配布>

- 国（厚生労働省及び内閣官房 IT 戦略室）は、病院及び PCR 検査を行う診療所の計約 8 千施設を対象として WEB 調査を実施し、医療機関の備蓄のひっ迫状況を把握（都道府県にも情報を共有）。
- 具体的には、各医療機関は、①在庫量、②想定消費量、③購入予定量等を週次で記載。
- 医療用物資の在庫が著しく不足し、在庫が 1 週間を切る緊急の場合には、医療機関からの要請に応じ、国（厚生労働省）から医療用物資を緊急配布（配布内容は、国から医療機関に対し、連絡。結果は都道府県と共有）。
- 緊急配布の対象は、当面、院内感染のリスクが高い、新型コロナウイルス患者を受け入れる病院及び PCR 検査を実施する診療所とし、院内感染等による病院閉鎖や医療従事者の離職等を防止する観点から、優先的かつ迅速に緊急配布を行う体制を構築。
- 国では、WEB 調査の確認などの、緊急配布に必要な体制を確保。厚生労働省のマスク等物資対策班の地域担当を中心に対応。
- 緊急配布対象の医療用物資は、サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールドとする。サージカルマスク、N95 マスクについては来週からの開始、アイソレーションガウン、フェイスシールドについては 5 月下旬目途で開始を予定する。

<都道府県による医療用物資の供給>

- 医療機関の要請に応じ、追加的に都道府県から医療用物資を配布
- このため、都道府県に対応窓口を設置（事務費は国の財政措置）するなど体制を確保
- ※ 国は都道府県への支援実績や今後の配布予定を公表